

ウルグアイ・ラウンドをめぐる各国の戦略と日本

奥 和 義

1. ウルグアイ・ラウンドの経緯
 - ・ウルグアイ・ラウンドの始まり
 - ・ウルグアイ・ラウンド開始の背景—アメリカの戦略
 - ・ウルグアイ・ラウンド開始への対応—①日本
 - ・ウルグアイ・ラウンド開始への対応—②E C
 - ・ウルグアイ・ラウンド開始への対応—③発展途上国
2. 貿易関連知的所有権と農業分野をめぐる各国の対応
 - ・貿易関連知的所有権
 - ・農業分野
3. 小括

はじめに¹⁾

ガット（関税及び貿易に関する一般的協定—G A T T ; General Agreement on Tariffs and Trade の頭文字G・A・T・Tを続けた略称）は、1948年の1月1日に発足した。

第2次世界大戦をもたらした原因の一つとして、しばしばつぎのことが指摘される。1930年代の世界的不況の下で、世界各国は、高関税、輸入数量制限、為替レート切下げなどの手段によって自国の利益のみを追求し、

1) 本稿は、1994年10月25日の宇部市政経セミナーでの報告「貿易摩擦と農産物問題」および、拙稿「難航するウルグアイ・ラウンド—日米の確執と協調—」1992年、をベースにして、加筆・修正したものである。

協調的マクロ経済政策をとらず、ブロック経済化を志向したことである。歴史的な教訓として、ブロック経済化は、ブロック中軸国に長期的な利益をもたらさないということが得られたのであった。戦後の世界経済の安定と繁栄のために、貿易、通貨、投資にどのようなシステムが望ましいかということが連合国間で議論され、その結果生まれたのがガットであった²⁾。

ガットは、これまでに多面的かつ多角的なラウンド交渉を7回開催し、世界貿易の拡大に大きな寄与をしてきたといわれている。7回の交渉の時期と概要は第1表の通りである。

過去7回の交渉のうち、第1回から第6回までの交渉は、関税交渉が中心であり、関税引き下げをめぐる議論がたたかわされた。第7回の東京ラウンドでは、関税交渉に加えて非関税障壁(N T B : Non Trade Barriers)の低減が問題にされてきた。しかし、関税交渉は、国益と国益の衝突する場所であり、過去7回の交渉では意見の一致をみなかった数多くの例外も残されてきた。その代表格は農業分野である。自国の政治的利害に深く関わっている農業分野は、ガット関税交渉の議論の例外とされるのが通例であった。第8回のウルグアイ・ラウンドではその「聖域」にもついに手がつけられた。現在広く知られているように、日本のコメはウルグアイ・ラウンドの妥結によって、関税化・自由化の方向に向かって進まざるをえなくなっている。

本稿では、このように新しい分野に踏み込んだガットの第8回目の関税交渉であるウルグアイ・ラウンドの経過を追いながら、その過程でどのように国益が衝突し、緊張と協調を生みだしているかを跡づけていく。それ

2) ガットは世界貿易において自由貿易体制を維持するために結ばれた協定である。自由・無差別・互惠(多角)主義をガット原則という。つまり、①関税・課徴金以外の輸出入障壁の廃止、②関税の軽減、③無差別待遇の確保、を原則としている。しかし、現実的適用のために多くの例外規定が設けられている。過去7回にわたり大規模な関税交渉が行われてきた。また、ウルグアイ・ラウンド全般に関する以下の叙述では、United Nations, *URUGUAY ROUND: Further Papers on Selected Issues*, New York, 1990, および、筑紫勝磨編著『ウルグアイ・ラウンド—GATTからWTOへ—』日本関税協会、1994年、を基本的に参照している。

第1表 開催された一般関税交渉

交渉名	時期	開催場所	交渉参加国数	各国の譲許品目数合計(概数)	関税譲許以外の交渉成果
第1回関税交渉	1947年	ジュネーブ (スイス)	23	45,000	
第2回関税交渉	1949年	アヌシー (フランス)	32	5,000	
第3回関税交渉	1950 -51年	トーキー (イギリス)	34	8,700	
第4回関税交渉	1956年	ジュネーブ (スイス)	22	3,000	
第5回関税交渉 (デIRON・ラウンド)	1961 -62年	ジュネーブ (スイス)	25+EEC	4,400	
第6回関税交渉 (ケネディ・ラウンド)	1964 -67年	ジュネーブ (スイス)	46+EEC	30,300	ダンピング防止協定, 穀物協定 化学品協定
第7回関税交渉 (東京ラウンド)	1973 -79年	ジュネーブ (スイス)	99+EEC	33,000	ダンピング防止協定, 補助金・ 相殺協定等10本の協定額を策定

(出所) 津久井茂充『ガットの全貌 (コンメンタール・ガット)』日本関税協会, 1993年。

と同時に今回の新しい問題であった知的所有権と農業分野について、ラフ・スケッチを試みる。

1. ウルグアイ・ラウンドの経緯

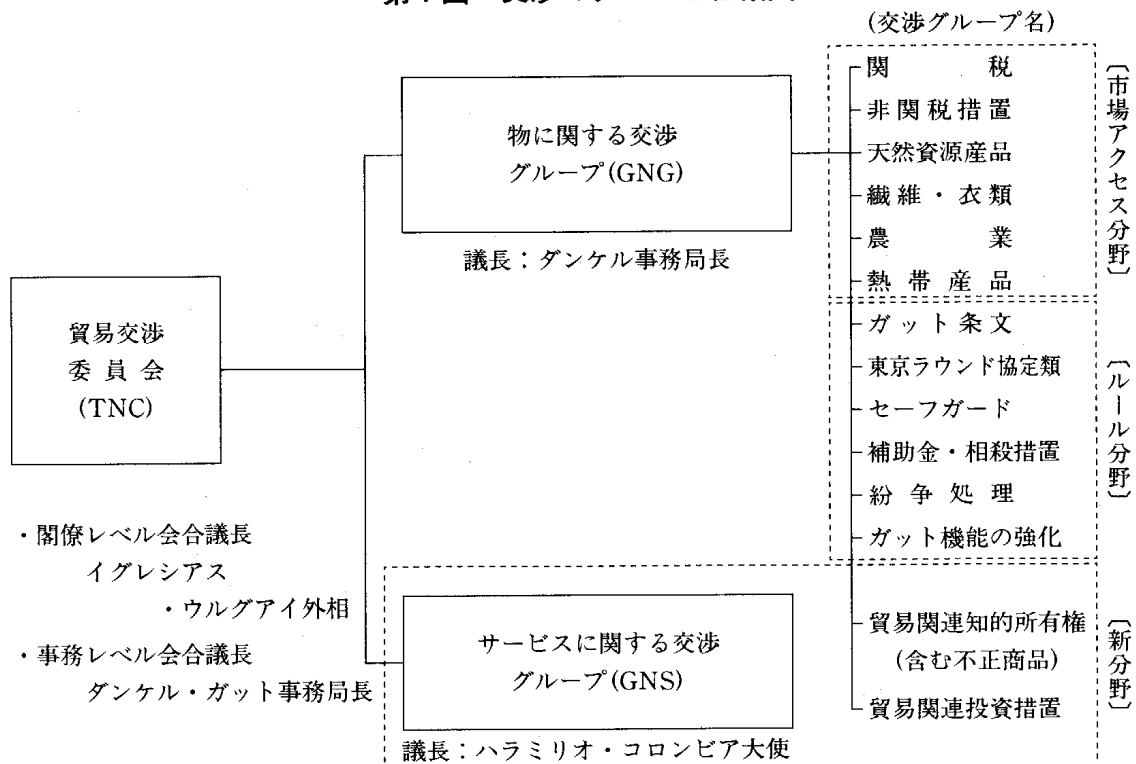
・ウルグアイ・ラウンドの始まり

1986年9月15日～20日にウルグアイのプンタ・デル・エステで行われたガット閣僚会議において、新ラウンド開始のための閣僚宣言が採択され、

新ラウンドの開始が決定された。これが10年近くにわたって難航をきわめたウルグアイ・ラウンドの始まりである。この宣言の採択と同時に、貿易交渉委員会 (TNC : Trade Negotiating Committee), 物に関する交渉グループ (GNG : Group of Negotiations on Goods), およびサービスに関する交渉グループ (GNS : Group of Negotiations on Services) が設立され、交渉が開始された。交渉の組織図は第1図の通りである。

それではなぜ新しいラウンドが始められたのであろうか。通常はつぎのように説明される。サービス貿易が拡大したこと、知的所有権の国際的移転が活発になりその保護を議論する必要性が生じたことなど、従来のガットのルールではカバーしきれない新しく多様な問題の発生に対処するためである。また、1980年代に入って、自由・無差別・互恵というガット精神に反するような貿易規制措置が横行するようになり、保護主義や地域主義の台頭に対応しなければならなくなったためであると。

第1図 交渉のテーマと組織図



(出所) 上田幹久「サービス貿易交渉—その理念と現実—」『貿易と関税』第40巻第7号 (通巻第472号)1992年7月号。

さらに、つぎのようにも言われている。これまでの7回のラウンドは一括関税引き下げ交渉を中心テーマにしていたが、ウルグアイ・ラウンドは多彩な問題をテーマにするようになった。例えば、設定された15の交渉項目のうちに、サービス貿易、知的所有権など新しい分野が交渉項目に入っているし、これまで先進国間の聖域とされた農業分野が重要視され、非関税障壁などの市場開放のあり方についても問題にされている。

これらの説明は間違っていない。しかし、そのような説明では、世界各国の国益がどのようにぶつかり合い、どのような緊張と協調をはらんでいるかについては十分に語られないし、当然、企業や産業の利害の複雑な集積体である国益がどのように形成されているかまでは語られない。

まず、それぞれの国の国益を知るために、ウルグアイ・ラウンド開始の背景を探ろう。

・ウルグアイ・ラウンド開始の背景—アメリカの戦略

ウルグアイ・ラウンド開始の必要性が最初に唱えられたのは、東京ラウンド調印後すぐの1982年11月24日～29日のガット閣僚会議においてである。そして、開始の必要性を強く主張することから始まって、つねにイニシアティブを握っていたのはアメリカであった。(第2表参照)

なぜ、このような行動をアメリカがとったのであろうか。この問いに答えるためには、まずアメリカの行政府と議会の関係を知っておくことが重要となる。

アメリカは小選挙区制度であるから、各議員は地域代表として出身地域の選挙民の利益を重視する傾向にある。選挙民にとってもっとも重要な問題は自己の雇用の確保と生活の安定であるから、彼らは実感しにくい自由貿易の利益より保護主義を支持する傾向がある。その結果、アメリカ議会は自由貿易よりも保護主義により傾斜する傾向が生まれてくる。

ところが、第2次大戦後の自由貿易体制によって恩恵を受けとってきた大きな勢力も存在している。アメリカの多国籍企業や多国籍金融機関などは、アメリカ経済だけでなく世界経済とも不可分に結びついているから、

第2表 交渉主要事項年表

年月日	事 項
1982. 11.	GATT閣僚会議 米国, サービスを新ラウンドで扱う旨強く主張(途上国の反対にあう)。
1983. 11.	日米首脳会談 新ラウンド準備開始に合意。
1984. 11.	GATT総会 GATT内にサービス貿易に関する情報交換の場を公式に組織することで合意。
1985. 10.	GATT特別総会 新ラウンド交渉準備プロセス開始を確認
1986. 9. 15 ~20	プンタ・デル・エステ閣僚会議 ウルグアイ・ラウンド開始。物に関する交渉グループ(GNG)と別にサービス交渉グループ(GNS)が設立される。
1987. 7. 6	アメリカ, 農業交渉での包括提案公表。
1988. 12. 5 ~9	モンテリオール中間レビュー閣僚会合 いかなるサービス・セクターもア prioriに排除しない旨合図。
1990. 7. 24	貿易交渉委員会(TNC) サービス枠組協定議長案が呈示される。
1990. 12. 3 ~7	ブラッセル閣僚会合 農業交渉が不調に終わったことから実質議論は中断される。
1991. 2. 26	貿易交渉委員会(TNC) 各交渉分野の再会を指示。
1991. 3. 8	サービス交渉再会。 初期コミットメント交渉開始。
1991. 12. 20	貿易交渉委員会(TNC) ダンケル最終合意案呈示される。
1992. 1. 13	貿易交渉委員会(TNC) ダンケル, サービス交渉に関し第2トラック(初期コミ交渉を3月末迄に集中的に行う)をGNSに指示。
1992. 1月~ 3月	初期コミ交渉集中的に行われる。
1992. 4.	貿易交渉委員会(TNC) 第2トラックの現状評価において引き続き交渉が必要とされる。
1992. 11. 20	ウルグアイ・ラウンドにおける輸出補助金・国内指示の取扱いについて米・EC間の妥協成立(ブレア・ハウス合意) 〔米・ECサミット(1月央までの交渉終結に努力することを合意)〕
1993. 4. 9	〔米国行政府, ファースト, トラックを延長し, 大統領のラウンド協定署名意図の議会への通告を12月15日(署名の期限は1994年4月15日)までとする大議要請を発表)〕
1993. 7. 5	第26回TNC会合(TNC事務レベル議長にサザーランド・ガット事務局長を指名)
7. 6 ~7	4極ウルグアイ・ラウンド担当閣僚会合(於東京)(市場アクセスのパッケージにつき合意)
7. 7 ~9	〔東京サミット〕 (ウルグアイ・ラウンドの残されたいくつかの重要な問題を解決し, 全てのパートナーとともに, 本年末までに包括滴かつ均衡のとれた合意を達成するとの新たな決意を表明)
11. 26	第34回TNC会合 〔米・EC閣僚会合(農業及びモノの市場アクセスにつき一部の例外分野を除き合意成立)〕
12. 14	4極閣僚会合
12. 15	第36回TNC会合(サザーランド議長, ウルグアイ・ラウンドの実質妥結を宣言)
1994. 1月~ 3月	各国譲許表の内容確認作業及び各種合意文書の法的チェック作業
4. 12 ~15	マラケシュ閣僚会議(第39回TNC会合) (最終文書を確定, 交渉の終結を宣言, マラケシュ宣言の採択)

自己の自由な企業活動のためには保護主義よりは自由貿易を選択し、それを支持する傾向にある。このアメリカの多国籍企業や多国籍金融機関の国際競争力の優位性が第2次世界大戦後の世界の自由貿易体制を支えたのであり、アメリカの行政府は、この勢力を背景にして自由貿易を強化していったのである。

この議会と行政府の対抗関係の結果がアメリカの通商政策の基調を成し、それは第2次大戦後「より」自由主義的であったのである³⁾

ここで少し自由貿易という理念についてふれておく必要がある。通常、自由貿易は貿易をおこなう両国に利益を与えられている。貿易当事国が相対的に優位をもつ産業の商品を輸出しあうことによって経済効率が高まり、消費者は利益を受けとり、国家レベルでも貿易をする以前より以後の方が利益が大きくなるというわけである。しかし、これはよく知られているように、詳細に検討すると、「強者の論理」であり、「超大国の論理」でもある。したがって、歴史的にみて、自由貿易を主張する国はその時代の基軸産業でもっとも強い国際競争力をもっていた国であった⁴⁾。アメリカが自由貿易を主張していた1960年代は、まさにアメリカが世界の「最強国」であった。

さて、このようなアメリカの行政府と議会の基本的な対抗関係は、1970年代以前と以後では関係の緊迫度は異なる。ガットの間では東京ラウンドの頃からそれが明らかになる。第2次大戦後にアメリカが世界でもっとも経済的優位を誇り、産業の競争力をもっていた時は、行政府も議会の圧力

3) より詳細には、中川治生「米国議会と通商法及びガット」1～5『貿易と関税』第41巻第9号～第12号、第42巻第1号、1993年9月～12月、1994年1月、を参照。

「通商交渉の行政府への委任、並びに実際の通商規制措置発動の行政府への委任が米国議会の基本的な通商問題への対応であったということである。

・・・(中略：筆者による)・・・また、最近の共和党政権下の12年間は、基本的に自由貿易と政府の不介入を通商政策の柱とする行政府と、政府の積極的介入と国内産業の保護を主張する議会の間で力の均衡が保たれてきた。

しかしながら、1988年包括通商・競争力法の立法に見られるように、議会は再び通商に積極的に関与するようになってきている。」のである。中川治生、前掲論文、3、81ページ。

をそう強く感じることはなかった。しかしながら、アメリカの産業の競争力が衰え、外国との競争が激化するにつれて、行政は自由貿易政策を維持するのに厳しい状況になってきた⁵⁾

さらに、1980年代の前半、いわゆるレーガノミクスにより生じた高金利、ドル高という経済的諸条件はアメリカの国際競争力を以前にもまして急速に悪化させ、貿易収支の赤字を累積させることになった。誰の目にもアメリカの国際競争力は低下していると映ったのである。その結果、アメリカの議会は急速に保護主義、管理貿易主義への傾斜を強めることになった。いわゆる「スーパー301条」、「スペシャル301条」(1988年包括通商・競争力

4) 自由貿易について通常はつぎのように言われている。比較優位にもとづいて自由貿易がおこなわれると、貿易をおこなっている両国の生産効率は高まり、商品の価格は相対的に安くなり、消費者はより多くのものを消費できるようになるという利益が生じる。

基本的にこの考えにもとづいて、第2次大戦後の自由貿易体制が維持されてきた。しかし、自由貿易は「強者の論理」でもある。というのも、ある国が比較優位をもつようになった財の性質は貿易利益の配分に大きな影響を与えるからである。たとえば、工業品と農産品、新製品と標準化された製品では、価格の安定性、所得の増加にともなう需要の増加の仕方が異なり(一般的に農産品(あるいは標準化された製品)は工業品(あるいは新製品)に比べて価格は不安定であるし、所得の増加に対応する需要の増加の割合(需要の所得弾力性)は低い)、前者の財に比較優位をもった国が貿易利益を多く手にすることができ、その状態が固定化されるからである。したがって、より工業化の進んだ国が自由貿易を唱えることは、短期的にも長期的にもより有利な条件で貿易することができ、自国の利益につながるからである。歴史的にも、自由貿易体制が存在した時期は、イギリス、アメリカがそれぞれ工業生産力で強い優位を有し、超大国であった時期である。自由貿易理論の初歩的解説については、天野明弘『貿易論』筑摩書房、1986年、などを参照されたい。また、その意義と問題点についてより詳しくは、吉信爾『貿易論を学ぶ(新版)』有斐閣、1994年、を参照。

5) 「1960年代末に米国の優位が崩れ、外国との競争が激化しはじめると、自由貿易政策に対する支持も崩れはじめた。・・・(中略：筆者による)・・・

この危機に対処するため、ニクソン・フォード政権は自由貿易政策を正当化する新たな政治的論拠を考えださざるをえなくなった。東京ラウンド交渉はこの新しい論拠の中心的柱となった。・・・(中略：筆者による)・・・

東京ラウンドでの「何か新しいもの」はNTB問題であった。」ロバート・E・ヒューディック「法律的政治的意義」小宮隆太郎・横堀恵一・中田哲雄編『世界貿易体制—ウルグアイ・ラウンドと通商政策—』東洋経済新報社、1990年、所収、193～194ページ、に見られるように、アメリカ政府は議会対策のために、対国内政治のために、新たな成果を求められていたのであった。

法：Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988 の第1302条と第1303条) がその代表になる。

「スーパー301条」, 「スペシャル301条」とは、1974年に制定された通商法第301条を改正したものである。1974年通商法第301条は、貿易相手国の不公正な非関税障壁を特定し、交渉によってその撤廃または低減を図り、もし交渉が不調に終われば、何らかの輸入制限・関税引き上げなどの制裁措置を一方的に実施するもので、制定以来、アメリカの輸出業界の要望によりしばしば発動されてきた。この301条をより容易かつ迅速に発動できるように改正したのが、「スーパー301条」, 「スペシャル301条」と考えてよい⁶⁾。このような議会の強い保護圧力に「新自由主義」の理想をかかげる行政府は対抗しなければならなかったわけである。

1980年代のこうした経済的・政治的状況のもとでアメリカ政府が自由貿易政策を継続していくためには、その政策がアメリカ経済にとってプラスであることをすべてのアメリカ国民に理解できる形で示す必要があったのである。政府は、アメリカ経済にとってマイナス面のみが目だつようになった既存のガットを改革し、アメリカの競争力回復にとってプラスとなり、利益をアメリカにもたらすような世界貿易システムをアメリカ国民の前に提示することが緊急の課題であったわけである。

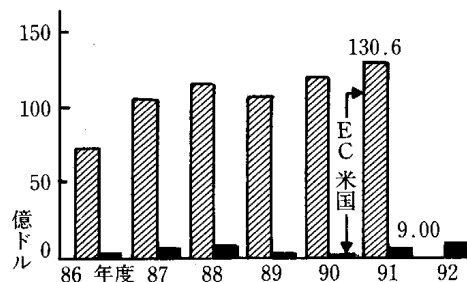
「今回はどんな「新しいもの」を提示できるだろうか？その答えの一部としてでてきたのが、東京ラウンドの失敗の原因を構造的な弱さ、とくに法的構造の弱さに帰着させ、東京ラウンドの課題をもっと強力な法的基盤のうえに完成させる旨を約束することだった。もう1つの重要な要素は、ガットの範囲をいわゆるニュー・イシューにまで拡大することだった。」⁷⁾ アメリカ政府がウルグアイ・ラウンドで取り上げようとしたのはつぎのような諸問題であった。

6) 「スーパー301条」, 「スペシャル301条」などに見られるアメリカの保護主義的貿易政策への転換とその詳細な内容は、入江一友「米国」小宮隆太郎・横堀恵一・中田哲雄編、前掲書、所収、93～95ページ、を参照。

①アメリカがもっとも強い競争力をもっているサービス貿易の分野のルールづくりを行うこと—自由貿易のルールが確立されれば、当然アメリカが最大の利益を受けとれる、②アメリカ多国籍企業の自由な活動を妨げる貿易関連投資措置(Trade-related Investment Measures:略してTRIM)を「改革」し、多国籍企業の自由な活動を保障すること、③知的所有権制度(Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights:略してTRIP)を確立させ、アメリカの知的所有権を守ること—それはサービス貿易と同じように、アメリカにとって比較優位の序列の最上位にある分野で、自由貿易の利益を最大限に享受できる—、さらに、④第2図に見られるようなECの巨額の輸出補助金によって損害をうけているアメリカ農業を守ること—そのため、これまで「聖域」とされてきた農業分野をガット交渉の狙上に乗せること—、⑤アメリカ産業の競争力が十分に発揮できないようにしてきた世界各国の非関税障壁を取り除くこと、そして、⑥これらの「改善」を世界各国に法的に強制できるようにするためのガットの機能を強化することなどである。

このようにアメリカによるウルグアイ・ラウンドの開始の要請は、アメリカの諸産業の利害の反映であると同時に、アメリカ行政府と議会の対抗関係の所産でもあった。当然のことながらこれは他国の利害に抵触することになり、反発を招くことになった。

第2図 米とECと輸出補助金の推移



(出所)『日本経済新聞』1991年12月28日付。

7) ロバート・E・ヒューディック, 前掲論文, 196ページ。

・ウルグアイ・ラウンド開始への対応—①日本

第2表のように、日本は世界各国のなかではもっとも早くアメリカの新ラウンド提案に賛成を表明した。1983年11月9日～12日に行われた日米首脳会談の声明において、中曽根康弘首相が新ラウンドの重要性を指摘し、レーガン大統領もこれを支持したのである。アメリカが新ラウンドを提案してか、わずかに1年後である。

態度を表明するのにきわめて長時間を要するか、あるいは、あいまいな態度を持続することの多い日本外交において、これはきわめて異例のことであろう⁸⁾。日本はなぜこのような早期にアメリカの提案に賛成したのであろうか。

新ラウンドが扱う諸問題の中でも、コメに代表される農業問題は、日本にとってきわめて注意を要する問題であった。なぜならば、日本の国内政治の安定の基盤は農村部の自民党支持票にあり、アメリカの要求するラウンドがそのまま実現されれば、日本の農村部は大打撃を受けるのは必至で、政治的不安定性を導く可能性が強くある、と当時の政府は認識していたからである⁹⁾。そのような認識にもかかわらず、日本政府がウルグアイ・ラウンド開始を求めるアメリカ提案に早期に賛同したのは、非常に強い2国間の貿易交渉圧力を受けていたからである。日本経済は高度経済成長をとげた後、1970年代以降、とりわけアメリカとの貿易摩擦問題を生じていたが、1980年代に入ってから以前とは比べものにならないほど、世界各国、とくにアメリカからの強い貿易交渉圧力を多くの分野で受けていたのである。自動車、半導体などの対アメリカ主力輸出分野は、いずれも輸出自主規制、アンチ・ダンピング提訴などアメリカ側の強い輸入制限に直面していた。

8) 日本外交のあいまいな態度は最近では次のような例がある。EC, NAFTA (North American Free Trade Area: 北米自由貿易地域) といった世界経済の地域主義に対抗するためにマレーシアのマハティール首相がE A E G構想 (East Asia Economic Group: 東アジア経済協力地域) を訴えたときにも日本政府の対応はきわめてあいまいであった。その結果、マハティール首相は「日本抜きでも」と、言いはじめていた。

9) 自民党は、1989年の参院選で牛肉・オレンジの自由化に端を発した農政不信などから歴史的敗北を喫した。

(第3図を参照)

日本政府はECからも輸出について差別的規制を受けており、このような対アメリカ、対ECという2国間の貿易交渉の圧力を排除するために、日本政府はガットという多国間交渉の場を利用しようとしたわけである。2国間交渉か多国間交渉かという選択に際して、日本政府にとってより有利な条件を獲得できる可能性の高い方法は、多国間交渉・ガット体制の存続であり、そちらが選択されたわけである。

さらに、日本が早期にウルグアイ・ラウンドの開始を承諾したのは、サービス貿易、貿易関連投資措置の改革といった新分野の交渉が、1980年代に入って急速に国際化を始めた日本の多国籍企業や多国籍銀行の行動の自由を確保する意味もあったのである。

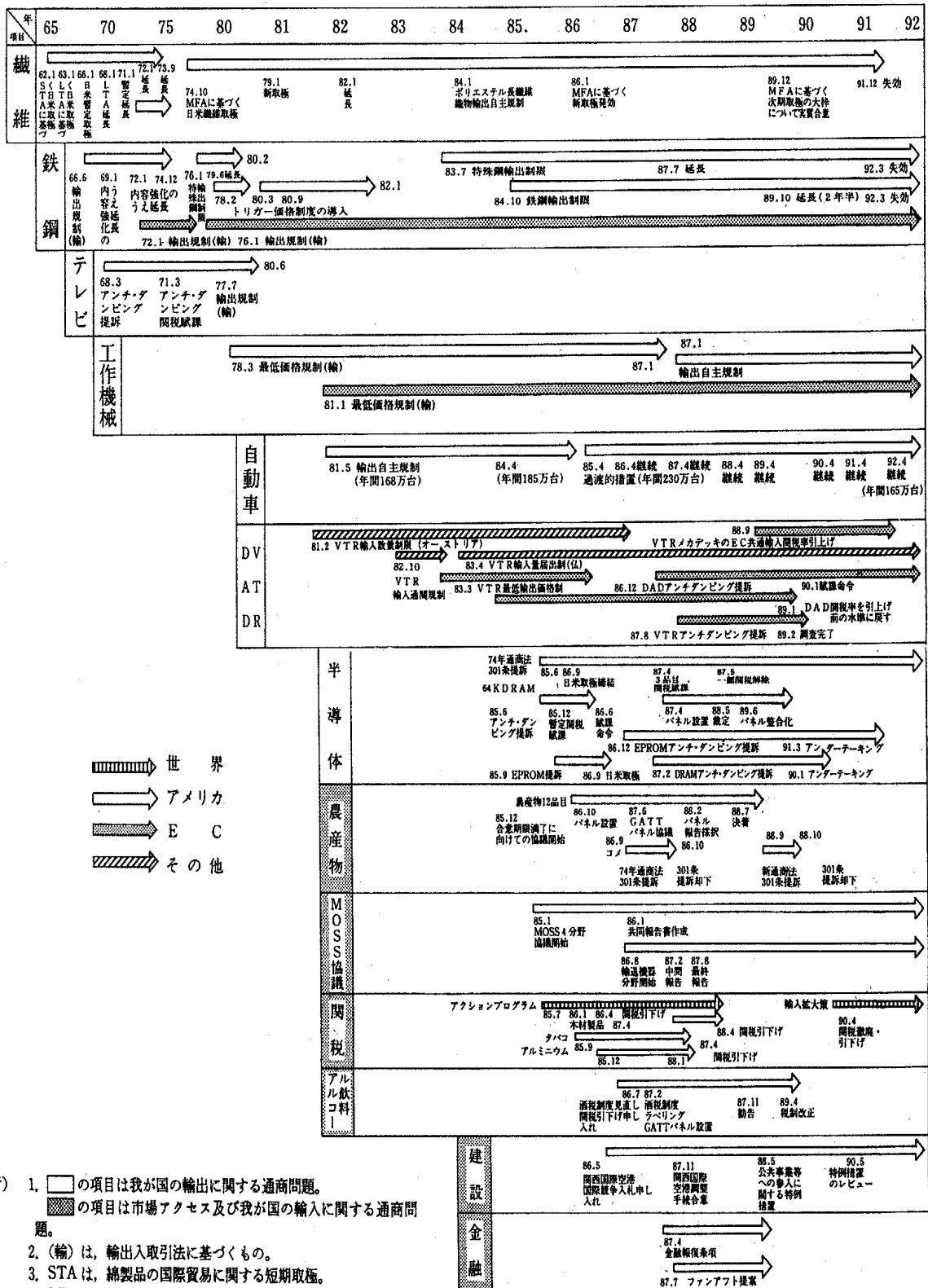
・ウルグアイ・ラウンド開始への対応—②EC

ウルグアイ・ラウンドを早期に開始すべしというアメリカ提案に対して、日本の迅速な対応とまったく逆に、ECははじめから難色を示していた。それにはつぎのような事情があげられる。第1に農業問題、第2にEC内部の統一性の確保の問題である。

第1の農業問題について。ECでは、その前身であるEEC設立を定めたローマ条約(1957年3月25日調印)の第38条～第47条において共通農業政策(CAP: Common Agricultural Policy, 以下ではCAPと略す)の諸目的が示され、その機能は実質的に1967年から開始した。

CAPの内容は、その成立から時間が経過するにつれて、世界の通貨制度が変動相場制度へ移行したことなどにより、きわめて複雑で多岐にわたっている。その基本的枠組は、日本の旧食料管理制度をすべての農産物に適用したものであると考えられる。ECは、域内で生産された農産物を国際価格より高く設定された統一価格で無制限に買い入れ、しかも域外からの輸入に際してこの買い入れ価格と国際価格の差額を輸入課徴金として徴収する。一方、輸出に際しては買い入れ価格と国際価格の差額だけ輸出補

第3図 我が国の主要な通商問題の推移



助金が支給される¹⁰⁾。これらの財源は欧州農業指導保証基金であり、CAP 関連の財政支出はECの財源の3分の2に上っている¹¹⁾ (第3表も参照)

このような補助金漬けの結果、ECは農業の過剰生産に悩まされるとともに、農業保護の恩恵を受ける程度の高い国と低い国との間で域内対立を引き起こすという問題にも悩まされており、さらには、農産物輸出を模索するアメリカからの批判も受けることになっている。しかしながら、CAPはEC加盟国の強い靱帯となっており、多大の財政負担と過剰生産物に苦しみながら、それを変更することは、ECにとって加盟国間の対立を顕在化させかねず、アメリカのウルグアイ・ラウンド開始の提案にはすぐに同調できなかったのである¹²⁾

また、EC加盟国内で世界戦略についての合意形成が必ずしも成立していなかったという第2の問題も重要である。アメリカ、日本に対して産業競争力の面で劣位に立たされているとの認識はEC加盟国政府や企業の中にあっただけれども、それに対する対抗政策が必ずしも一致していなかったのである。世界を横断する企業グループ間の競争を軸と考えるとアメリカ企業、日本企業と連携するのか、EC内の企業が連合することによってEC市場を確保し、アメリカ企業、日本企業に対抗していくのか、どちらの政

第3表 主要先進国における農業の地位

(単位：%，円)

	日本	アメリカ	EC	イギリス	ドイツ	フランス
国家予算に占める農業予算の割合(91年度)	3.6	4.1	63.3	1.2	4.6	6.6
国家総生産(GDP)に占める農業の割合(90年)	2.6	2.0	2.9	1.4	1.5	3.3
総就業人口に占める農業者の割合(91年)	6.7	2.9	6.3	2.2	3.3	5.8
国民1人当たりの農業予算の負担額(円)(91年度)	20,752	29,130		8,741	19,437	26,521
(日本=100)	(100)	(140)		(42)	(94)	(176)

資料) 各国予算書、OECDおよびILO資料による。

注) 1. イギリス、ドイツ、フランスは当初予算ベース(ECからの受け取り分を含む)、アメリカ、ECは決算ベース、日本は補正後予算ベース。アメリカ、ドイツ、フランスの農業予算には林業も含む。

2. 為替レートは、東京銀行対顧客電信売相場の91年平均。

(出所) 矢口芳生「農業保護を考える」『経済セミナー』No.467, 1993年12月号, 13ページ

10) 農業共同市場の詳細なメカニズムは、田淵太一「共通農業政策と通貨統合—欧州経済通貨同盟の異質な次元—」(東京大学・産経研・DISCUSSION PAPER J-SERIES, 93-J-10)を参照。

11) R. フェネル(開津典生・柘植徳雄訳)『ECの共通農業政策』大明堂, 1989年, を参照。

策をとっていかについて政府間で不一致が存在していたのである。

このようなウルグアイ・ラウンドの開始に反対する強い要因があったにもかかわらず、ECが最終的に新ラウンドを受け入れたのは、アメリカの保護主義への傾斜であった。EC加盟国にとってアメリカは最大の市場であり、その市場が保護主義をとることは脅威であり、それを知っているアメリカ政府が議会の保護主義をちらつかせたからである¹³⁾。アメリカの貿易政策が1970年代から徐々に保護主義的傾向を強めていくことは、ECにとって強い脅威になっていたのである。(第4図, 第4表参照)

・ウルグアイ・ラウンドの開始への対応—③発展途上国

ウルグアイ・ラウンド開始にあたってもう一つの重要なプレイヤーは発展途上国である。これまでガットは、発展途上国にとって要求を実現する場所ではなかった。よく知られているように、1970年代に盛り上がりを見せた発展途上国によるNIEO(新国際経済秩序, New International Economic Order)の要求は、国際連合の総会や国連貿易開発会議(UNCTAD:United Nations Conference on Trade and Development)を中心に展開されていた。この動きは1980年代を通じた発展途上国の二分化現象(高い経済成長率と良好な経済パフォーマンスを示したアジアNIES, 東南アジア諸国と、低成長と累積債務に悩むラテン・アメリカ, サハラ砂漠よりも南のアフリカ諸国の二分化)によってしだいに衰退していき、発

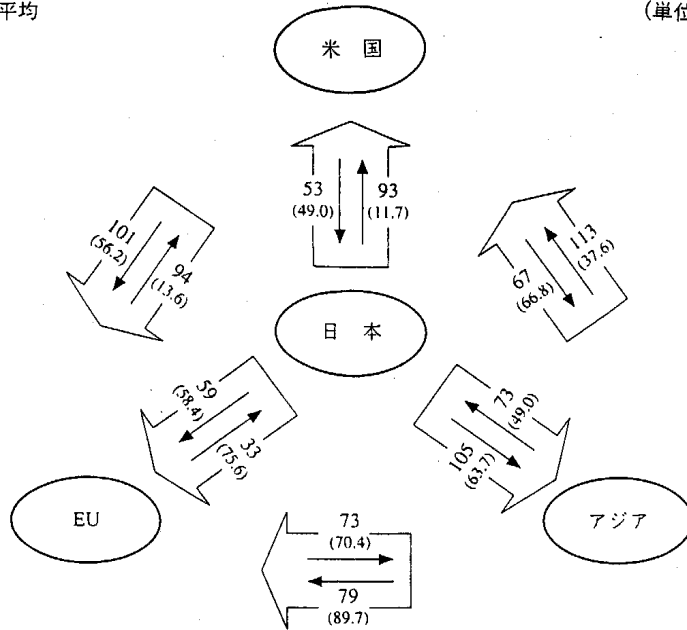
12)「補助金で支えられている過剰農産物のより秩序だった処理に関するいくつかの合意は、今後もありうるだろう。しかし、ECの共通農業政策(CAP)が廃止されることはない。」との認識がECには強固である。スーザン・ストレンジ「EC」小宮隆太郎・横堀恵一・中田哲雄編, 前掲書, 所収, 122ページ。

13) アメリカの保護主義的貿易政策の流れは概括するとつぎのようになる。大統領による報復措置をはじめて盛り込んだのが、1934年の互惠通商協定法を改定した1962年の通商拡大法である。これは74年の通商法で権限が強化され、79年通商協定法では手続きについて規定が盛り込まれ、84年貿易関税法でサービス貿易, 対外直接投資の制限などについても交渉の権限が与えられた。こうして、1988年包括通商・競争力法の成立になる。このような展開過程の詳細については、J. バグワティ・H. パトリック編(渡辺敏訳)『スーパー301条—強まる「一方主義」の検証』サイマル出版会, 1990年, および、入江一友, 前掲論文, を参照。

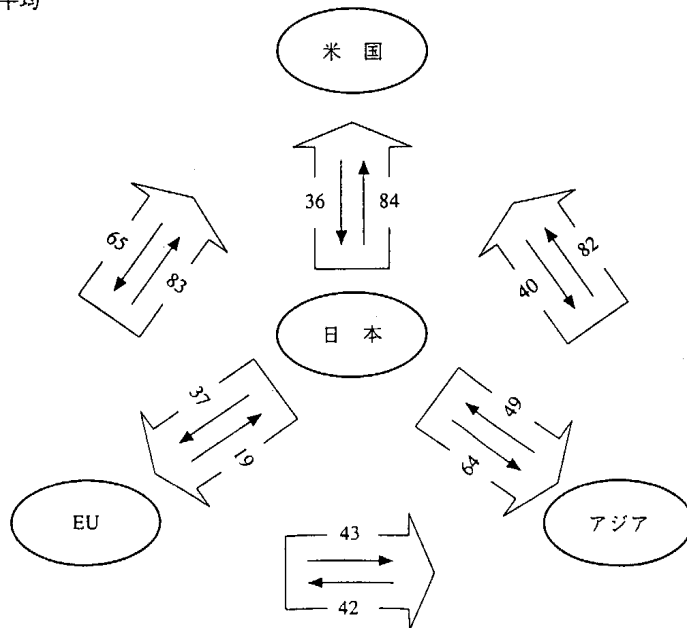
第4図 日本・米国・EU・アジア4地域の貿易収支

1990～92年平均

(単位 10億ドル)



1985～89年平均



注 (1) 太い矢印⇨は、当該地域間における黒字方向 (例えば、日本⇨米国であれば、日本の米国に対する黒字) を示す。また、細い矢印⇨は、財の輸出方向を示し、同矢印上の計数は輸出金額、()内計数は1990～92年平均輸出額と1985～89年同平均額との増減率・%を各々表す。

(2) アジアは、NIEs, ASEAN, 中国のほか、南アジアを含む32か国ベース (日本を除く)。

(3) IMF, *Direction of Trade Statistics* による。なお、統計の計上方法の相違により、A国のB国への輸出額 (A国側の統計) とB国のA国からの輸入額 (B国側の統計) は一致しない。本図においては、「日本-米国」、「日本-EU」、「日本-アジア」の貿易額については日本側の統計を、「米国-EU」、「米国-アジア」については米国側の統計を、「EU-アジア」についてはEU側の統計をそれぞれ利用。

(出所) 『日本経済を中心とする国際比較統計』第31号, 1994年, 24ページ。

第4表 米国貿易政策主要事項年表

年	世界貿易体制	米国貿易政策		備考
		法 制	運 用	
1947 1948 1950 1954 1956	ジュネーブ・ラウンド ITO憲章起草 GATT発効	1956年農業法	ITO憲章批准断念 1993年農事調整法発効 日本綿製品VER(~61)	
1961 1962 1963 1964 1968	STA LTA ケネディ・ラウンド (~67)	1962年通商拡大法 1962年関税分類法 1964年食肉輸入法	 日欧鉄鋼VER(~72)	
1971 1972 1973 1974 1976 1977 1978 1978	東京ラウンド(~79) MFA I MFA II 各種NTBコード締結	1974年通商法 1979年通商協定法 1979年食肉輸入法	ニクソン新経済政策 日米繊維協定 日欧鉄鋼VER(~74) GSP発効(~85) 対加食肉輸入割当 日米特殊鋼OMA(~79) 日本カラーテレビVER(~80) 鉄鋼TPM(~82)	第1次石油 ショック 第2次石油 ショック
1981 1982 1983 1984	MFA III	カリブ諸国経済復興法 1984年通商関税法 鉄鋼輸入安定化法 ワイン衡平・輸出拡大法	日本自動車VER(~現在) EC鉄鋼VER(~85) 日本特殊鋼VRA(~87) CBI 日EC等鉄鋼VRA(~89)	終常収支赤 字転落
1985 1986 1987 1988 1989	ウルグアイ・ラウンド 開始 MFA IV	1988年包括通商・競争 力法	GSP更新(~93) 米イスラエルFTA レーガン新通商政策 日台工作機械VER(~91) 日米半導体協定(~91) 半導体制裁措置 日本特殊鋼VRA(~89) 米加FTA 日本鉄鋼VRA(~92) SII(~90)	プラザ合意

(出所) 小宮・横堀・中田編『世界貿易体制—ウルグアイ・ラウンドと通商政策—』東洋経済新報社, 1990年, 86ページ。

展途上国の対先進国交渉力は衰え、発展途上国はしだいにガット体制に組み入れられていくことになった¹⁴⁾

この発展途上国の二分化現象および発展途上国の多様性は、アメリカの提案したウルグアイ・ラウンド交渉に対してスタンスの差を生むことになった。

まず、新分野のサービス貿易、貿易関連投資措置、知的財産権問題などの交渉についてであるが、この交渉はかつての発展途上国の経済的独立重視の戦略からすれば受け入れ難いものであるはずであった。ところが現実には、それを支持するグループと反対するグループに分けられたのである。前者はG20と呼ばれ、韓国、アセアン諸国、ウルグアイ、コロンビアなどで構成され、後者はG10と呼ばれ、ブラジル、インドなど自立性を支持するG77リーダー諸国¹⁵⁾で構成されていた。しかし、発展途上国が分裂した結果、新分野は交渉の議題になった。まさに、「このことは過去のNIEO要求の流れが逆転したことを示す点で重要」であったのである¹⁶⁾

また一方で、発展途上国は既存のガットが包含している分野について共通の利害ももっていた。先進国市場の自由化度を進展させることである。発展途上国は、ガット体制のもとで対先進国輸出において特惠制度の適用を受けてきたけれども、広い範囲にわたる貿易障壁に直面しており、さらなる輸出拡大を実現するためには、この先進国の輸入障壁を削減することが必要であったのである。とくに、MFA（多国間繊維取り決め）などのガット精神に反する規制の撤廃、タリフ・エスカレーションの改善が主たる目標であった¹⁷⁾ この点では発展途上国諸国の利害は他の先進工業国の市場開放を求めるアメリカと一致していた。

14) このような発展途上国の二分化と交渉パターンの変化は、小倉明浩「南北関係の変容」羽鳥敬彦編『激動期の国際経済』世界思想社、1992年、239～247ページ、を参照。

15) G77諸国とは、1964年の国連貿易開発会議(UNCTAD)第1回総会が終わった後に結成された発展途上国のグループのことであり、当初77ヶ国であったことからそのように呼ばれた。その後、参加国が増え、1993年3月で147ヶ国・地域に達している。その構成メンバーは一様でなく、所得格差が存在している。

このように発展途上国にとっては、共通の利害を有するところもあれば、各国の主要輸出品、経済の発展水準によって利害が反することもあり、交渉分野によっては発展途上国の分裂が浮き彫りにされた。しかしながら、発展途上国は1980年代に入ってから、貿易上の強い関係、あるいは債務問題に端を発する金融的支援などによって、先進工業国の強い交渉圧力から逃れることが徐々に困難になっていったのであった。

世界各国はこのように利害対立をはらみながらも、1986年9月、ウルグアイのプンタ・デル・エステで新ラウンドの交渉を開始することになったのである。アメリカ政府が議会の保護主義を切札にしながら、ついに他の先進諸国、発展途上国を交渉のテーブルにつかせたのである。

2. 貿易関連知的所有権と農業分野をめぐる各国の対応

新しいラウンドはついに始められることになった。新ラウンドの交渉分野は第2図の通りであった。紙幅の制約もあり、この小稿ですべての分野をカバーすることは不可能であるから、ウルグアイ・ラウンドのもっとも中心的な問題であると思われる貿易関連知的所有権と農業分野をとりあげて、その問題の核心を明らかにしておこう。

16) 小倉明浩, 前掲論文, 246ページ。

17) MFAとは, Multi Fibre Arrangement の略。正式には, 「繊維製品の国際貿易に関する取り決め」と呼ばれる。繊維工業は工業化の過程で比較的初期の段階に確立される。したがって, 戦後の世界貿易においても早い時期から貿易摩擦の原因になっていた。この協定は, ガット第19条の例外としての選択的な輸入制限措置, より安易な制限の発動, 輸出入国間の合意による輸出規制の実施などを認めており, 発展途上国では廃止を求める声が強い。1974年に第1次協定が発効し, 現在は第4次協定である。ウルグアイ・ラウンド交渉がまとまらないので, 協定は1992年末まで自動延長された。

また, タリフ・エスカレーションとは, 製造業の保護とその発展を促進するために, 原材料輸入に対しては無税もしくは低い関税を課し, 製造業品輸入については加工度の高いものほど高税率を課す形の関税構造のことをいう。日本では製造業の輸出競争力がつくにしたがって, これが修正されてきているが, まだ十分ではない。

・貿易関連知的所有権 (T R I P : Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights)

「最近まで、知的所有権の国際的保護に関心をもつのは、・・・(中略：筆者による)・・・、少数の法律家だけでしかなかった。しかし、過去10年の国際経済におけるアメリカの競争上の地位変化によって、従来は目立たなかったその問題が、経済・貿易政策上の議題の頂点におし上げられることになった」¹⁸⁾

アメリカは、知的所有権の問題に1980年代になって重要な位置づけを与えてきた。例えば、ウルグアイ・ラウンド以外の交渉局面でも、知的所有権の侵害について通商法301条の不公正慣行の一つにあげているし、また関税法第502条(特惠供与の条件として知的所有権保護をうたっている)などを武器にして、知的所有権に関する二国間の政府交渉を強力に推進してきた。さらに、1988年の包括通商・競争力法では、外国による知的所有権侵害が損害をもたらしていることを実証しなくても、対抗措置を一方的にとりうることも定めている。実際に、ここ3年で生じた日米間の知的所有権の紛争例は、第5表のように存在する。

1992年の自動焦点技術をめぐるアメリカのハネウェル社と日本のミノルタ・カメラとの争いは、和解金額が16億円という多額に上ったためにマスコミでも大きく報道され、きわめて有名なケースとなっている。この他にも表のように多くの日米間の紛争がある。また表より以前に、1982年にFBIのおとり捜査によって日立製作所の所員がIBMからスパイ事件で訴えられたのも有名なケースであろう。これ以外に、アメリカとEC、アメリカと発展途上国との紛争もあるから、知的所有権をめぐる紛争の数は、

18) 坂井昭夫『日米ハイテク摩擦と知的所有権』有斐閣、1994年、3ページ、ただし、原資料は、Robert P. Benko, *Protecting Intellectual Property Rights: Issues and Controversies*, Washington, D.C.: American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1987, p.1。また、以下の知的所有権の叙述に当って、坂井昭夫、前掲書、をしばしば参照した。

第5表 最近生じた日米知的所有権紛争の主要事例

年	原告	被告	係争対策	結果
1991	ジェネンテック	東洋紡	血栓溶解剤TPA	大阪地裁がジェ社の主張を認める判決
1991	アイオワ州立大学	日本のエレクトロニクス企業数社	FAXの符号化技術	係争中
1992	ワング・ラボラトリーズ	日本のエレクトロニクス企業多数	記憶要領拡張技術 SIMM	34社ワ社と特許使用契約、ワ社、三菱電機は係争中
1992	ギルバート・ハイアット氏	日本のエレクトロニクス企業数社	MPU設計	係争中
1992	ハネウェル	ミノルタカメラ	自動車焦点技術	米連峰地裁がハ社の主張を認める判決、ミノルタが1億2750万ドル支払うことで和解(陪審評決では9635万ドル)
1992	ハネウェル	イーストマン・コダック、コニカ、京セラ、キャノン、ニコン、松下電器、プレシア(台湾)	自動焦点技術	被告側がハ社に1億2410万ドル支払うことで和解
1992	ハネウェル	オリンパス、旭光学、リコー	自動焦点技術	係争中
1992	ローラル・フェアチャイルド(LF)	日本のエレクトロニクス企業数社	CCD	係争中
1992	コーニング	住友電工	光ファイバー	米裁判所がコ社の主張を認める判決、住友電工は2500万ドル支払うことで和解
1992	ジャン・コイル氏	セガ・エンタープライゼズ	テレビ画面表示技術	米連邦地裁陪審がセガ側に3300万ドルの支払いを命じる評決、セガが4300万ドル支払うことで和解
1992	テキサス・インスツルメンツ(TI)	シャープ、リコー	キルビー-275特許	シャープ、リコーは東芝、NEC、沖電気、松下電器等と同等にTIと特許使用契約を結ぶTI・富士通の告訴合戦は未解決
1993	IBM	京セラ	パソコンの基本入出力システム(BIOS)	IBMが東京地裁に187億円の損害賠償を求める訴訟を起こす。現在係争中

(注)C.Fred Bergsten and Marcus Noland. *Reconcilable Differences? : United States-Japan Economic Conflict*, Washington, DC: Institute for International Economics, 1993, pp.86-87.

(出所)坂井昭夫『日米ハイテク摩擦と知的所有権』有斐閣、1994年、12ページ。

近年膨れ上がっている。

このように、アメリカ政府が知的所有権に大きな関心を払うようになった背景には、次のような事が上げられる。第1に知的生産物というこれまでになかったモノが生まれてきたこと¹⁹⁾、第2に経済のソフト化²⁰⁾、第3に、これがアメリカにとってもっとも重要であるが、アメリカのハイテク産業が危機に立たされていることである。

第3の点は、いくつかの統計によって確認することができるが、参考として2つの統計をあげておく。(第6表、第7表を参照)

ハイテク製品に占めるアメリカのシェアの低下、ハイテク製品収支のうち優位性をもっている品目の減少(有力な出超品目としては化学品、航空機、コンピュータだけ)などから、ハイテク製品市場でアメリカの優位が減少していることが示されている。

一方、発展途上国は、知的所有権問題がウルグアイ・ラウンドで決着す

ることは技術料支払いの増大を招き、これからの自国の経済成長にとってマイナスであるから、知的所有権はW I P O (World Intellectual Property Organization : 世界知的所有権機構) で扱うべき問題であり、過度の知的所有権保護は技術移転にとってマイナスであることを主張して抵抗した。

交渉の経過と結果を要約すると次のようになる。交渉は1987年3月から始まったが、アメリカ、EC、日本、発展途上国の対立が激しく、実質的な交渉がなかなか開始されない状況にあった。1988年の中間レビュー会合でもこの状況が解消されなかったが、1989年4月に貿易交渉委員会が開催され、知的所有権にかんする合意が成立し、実質的な交渉がスタートした。交渉開始から2年後である。その後、農業交渉をめぐる対立があり交渉全体の動きが中断したが、最終案が1991年12月にダンケル・ガット事務局長より提示された。この提案に対して、アメリカは修正要求を出したが、修正に反対するECとの間で交渉が続き²¹⁾最終的にダンケル案を大きく修正することなく1993年12月15日によりやく協定が成立した。概要は第8表の通りである。

当初、反対していた発展途上国が先進国側の意見にほぼ同調したのは、長期的な経済発展の戦略上、円滑な技術移転を促進するには知的財産権の保護を認めた方がより望ましいと判断したこと、さらに妥結した協定が発展途上国に対して長期の経過措置を認めたからであると考えられる。

19) 1980年代に入ってからエレクトロニクスやバイオテクノロジーを中心とする新しい技術革新が本格的な展開を遂げた。「第3次産業革命」とも呼ばれるこの技術革新は、コンピュータ・プログラム、データベース、DAT、超伝導素子、遺伝子組替え技術など多くの新種の知的生産物を生んでいる。経済企画庁総合計画局編『知的所有権』大蔵省印刷局、1987年、21～24ページ。

20) 経済のソフト化とは、経済活動においてソフトの占める割合が増加し、ハード部分に対して優位に立つことをいう。ビデオ機器にたいして映画などのビデオソフト、コンピュータに対してワープロのソフトウェアなどである。このソフトは、複製がきわめてたやすいという問題をもっている。その一例として、大型コンピュータのOSは開発のために、1000人の技術者が10年間かかって、1000億円の資金を投入する必要があるといわれているが、コピーは1人のエンジニアが1日で300万円ほどでとれる。那野比古『知的所有権そこが知りたい』日刊工業新聞社、1988年、24ページ。

第6表 OECDにおけるハイテク製品市場の国別シェア

(単位：%)

		1位	2位	3位
全ハイテク製造業	1980年	(米) 40.4	(日) 18.4	(独) 11.8
	1985年	(〃) 36.3	(〃) 23.6	(〃) 12.0
	1990年	(〃) 35.9	(〃) 29.2	(〃) 9.4
航空・宇宙	1985年	(米) 57.9	(仏) 13.0	(英) 11.8
	1990年	(〃) 55.9	(〃) 13.7	(〃) 13.5
事務機器・ コンピュータ	1985年	(米) 39.6	(日) 30.2	(独) 8.3
	1990年	(日) 37.5	(米) 34.8	(英) 8.1
電子製品	1985年	(日) 34.0	(米) 32.9	(独) 11.3
	1990年	(〃) 42.0	(米) 30.6	(〃) 10.0
医薬品	1985年	(米) 30.0	(日) 20.7	(独) 12.3
	1990年	(〃) 29.2	(〃) 20.3	(〃) 10.9
精密機器	1985年	(米) 48.4	(日) 19.7	(独) 10.8
	1990年	(〃) 53.4	(〃) 15.4	(〃) 11.1

(注) 1. ハイテク製造業の範囲は上記の5つと化学およびエンジン・タービン。

2. 数値は1990年のドル・ベース金額にもとづく。90年の数値は推定値。

3. 全ハイテク製造業の製造額は1980年0.71兆ドル、85年1.09兆ドル、90年1.54兆ドル。

(出所) 『科学技術白書』1993年版、155ページ。

第7表 アメリカのハイテク製品貿易の品目別および地域・国別収支

(単位：100%万ドル)

	1981年	1986年	1988年
商品貿易収支	-27,978	-145,058	-126,986
ハイテク製品収支	27,364	-744	8,092
[品目別収支]			
誘導ミサイル・宇宙船	557	496	1,011
通信機器・電子部品	-3,365	-17,889	-19,759
航空機および同部品	13,246	12,690	18,853
事務用計算機および会計機	6,870	2,605	3,809
兵器および付属品	507	399	294
薬品および医薬品	1,176	802	376
工業用無機化学品	779	610	576
精密・化学機器	1,473	-2,631	-1,472
エンジン・タービンおよび同部品	1,939	-711	-897
プラスチックおよび樹脂	4,183	2,885	5,311
[地域・国別収支]			
先進国	13,114	-6,390	3,862
日本	-5,572	-21,102	-22,275
カナダ	3,120	2,193	4,549
E C	11,203	8,245	16,082
発展途上国	10,429	1,235	-886
アジアNIES	-1,002	-6,575	-9,591
中央計画経済諸国	863	1,195	963
(OPEC)	3,630	3,043	2,886

(注) ここでのハイテクはDOC3定義による。同定義は、研究開発費の生産額に対する割合が高い業種の上位10位までをハイテク産業としている。その場合の研究開発費とは、産業連関表を用いて計算される直接・間接の支出額（つまり当該産業の支出分だけでなく、当該産業に中間製品を納めている関連産業の支出分も含む）であり、その点で直接的支出のみで評価するDOC2定義より優れているとみられる。

(資料) U.S.Department of Commerce, *United States Trade Performance in 1988*, pp.86-87.

(出所) 坂井昭夫、前掲書、109ページ。

・農業分野

農業は、各国の経済政策上特別な位置づけを与えられており、輸入数量規制や輸出補助金、生産補助金によって守られてきた²¹⁾ こうしたガット・ルール違反になると考えられるケースでも、農業はこれまでガットでの交渉の課題にされることはほとんどなかった。農業はガットにとって「聖域」であったのである。

ガット規約の第11条2項では、国内の農産物が構造的もしくは一時的に

21) 私的な録音、録画に対して報酬を請求する権利制度が焦点になったのである。ECでは、著作権保護のために録音・録画用生テープの販売価格に著作権料を上乘せしているが、アメリカはこれに乗って著作権の配分を受けようとしたのであった。より詳細には、筑紫勝磨編著、前掲書、127～129ページ、を参照。

第8表 知的財産権(TRIP)合意案のポイント

保護対策	今回の合意案のポイント	それでどうなる
著作権	コンピュータ・プログラムの保護	テレビゲーム機ソフトも保護対象に
	コンピュータ・プログラム, 映画, レコード(CD)に50年の貸与権	製作者などの著作権者に50年の貸与許諾権が認められる
著作隣接権	レコード(CD)に貸与権	レコード会社や歌手, 演奏家にも貸与権。報酬請求権を排除。(日本などのCDレンタルは例外に)
	保護期間は最低50年(放送機関は最低20年)	
商標	保護期間は最低7年(永久に更新可)	会社や商品のマークも保護対象に
地理的表示	ワイン, スピリッツの特別保護	「ボルドー風」などの表示は禁止
工業デザイン	保護期間は最低10年	北欧家具などの意匠のまねは禁止
特許	特許対象の明確化(原則として医療を含む技術分野の発明すべてに)	途上国などで薬の模造ができなくなる
	発明地による差別を禁止	米国の対外差別制度に終止符
	強制実施権の発動条件を明確化	休眠特許等を第三者に使わせたり, 政府自らが使う時の条件を明確に
	政府使用の条件を明確化	
保護期間は最低20年		
半導体チップ	保護対象チップ組み込み製品も保護	対象チップを使ったワープロやテレビも自動的に保護対象に
	保護期間は最低10年	
非公開情報	新たに非公開情報を保護対象に	顧客名簿やコーラ原液成分も保護

(出所)『朝日新聞』1992年1月6日付。

過剰であり、生産調整などの措置が行われている場合には、同種の農産物の輸入制限をなしうるとしているし、同じく第16条では、一定の条件のもとで輸出に補助金をつけることを認めている。さらに、規約第25条2項(いわゆるウェーバー条項)で、(実際上はアメリカにのみ認められた特権になっているが)加入国の3分の2以上の同意を得れば特定の産物について自由化を免責されることがうたわれている。その他にも、暗黙の了解あるいは運用上の慣行として、国家貿易品目の例外的容認、残存輸入制限の黙認、EC型の変動課徴金²³⁾の許容などが挙げられる。

しかし、1980年代の世界市場において農産物過剰が深刻化したことは、農産物輸出国の間での市場確保競争を激化させ対立を呼んだ²⁴⁾(第5図を参照)また、さきに触れたように、アメリカ政府は自国の保護主義を抑え

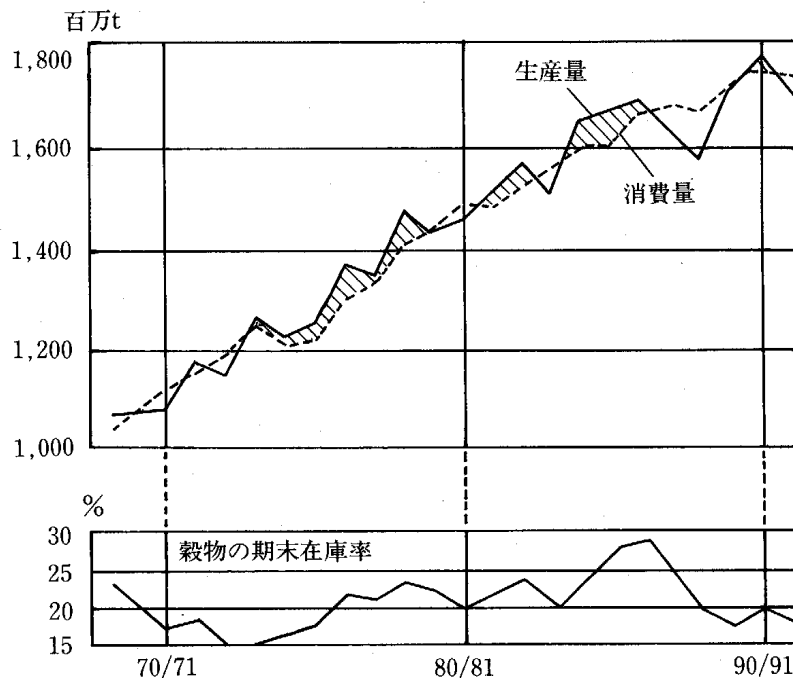
22) その実態などについては、オーストラリア農業・資源経済局(小倉武一他訳)『日本の農業政策(農政研究センター国際部会リポートNo.2)』農山漁村文化協会, 1989年, 大内力・佐伯尚美編『ガット農業交渉と日本農業(日本農業年報37)』農林統計協会, 1991年, を参照。

るために「聖域」を無くさねばならなかったのである。

ところで、農産物の自由化が実現された場合、どのようになるのであろうか。アメリカ政府の言うような農業におけるガットの例外的措置の撤廃が実現したとしても、アメリカの農産物補助金が削減されて財政収支赤字が減少し、輸出が増加して貿易収支赤字が改善されるということは、あまり期待できない。アメリカが農産物補助金を撤廃することはアメリカ農業の国際競争力をかえって弱体化させるであろうし、輸出が多少増加したとしても貿易収支赤字を解消させることができるとは考えられない。

なぜならば、もしも世界各国の農産物補助金が撤廃されれば、もっとも

第5図 世界の穀物需給動向



(出所) 祖田・堀口・山口著『国際農業紛争』講談社、1993、19ページ。

- 23) CAPにもとづいて行われるEC域内農産物価格と輸入価格との差額に課徴金を賦課し、ECの農産物価格を高め維持する農業保護政策である。課徴金は可変的であるから、輸入価格が下落すれば差額が大きくなる分だけ課徴金が増加する仕組みであり、一定率の関税より保護効果は大きくなる。
- 24) アメリカは農産物貿易における黒字の急減に直面して、1985年農業法によって農業政策を転換させ、輸出巻き返しをはかった。詳細は、服部信司「アメリカ農業政策の転換と農業交渉」大内力・佐伯尚美編、前掲書、所収、を参照。

強い国際競争力を有しているのはケアンズ・グループ²⁵⁾であることはよく知られているし、アメリカの貿易赤字の原因がアメリカのマクロ経済政策にあることは、マクロ経済学では常識化しているといつてよいからである²⁶⁾。このような点からも、アメリカ政府の狙いはあくまでも議会の保護主義要求をかわすことにあると考えるべきであろう。

一方、日本の主張は食料安保論であった。食料安保論だけは、日本がウルグアイ・ラウンドの交渉の過程でほとんど唯一といつてよいほど積極的に主張してきたといえる。しかし、「食料安保論」が何を意味するか必ずしも経済学的に明快ではない。マスコミなどにしばしば登場したこの言葉は、きわめて短期的な食料の確保に中心があるとみてよい。つまり、国民の必要とする「基礎的食料」について輸入に依存するという状態になると、大規模な戦乱や生産国の不作、あるいは食料輸出国の対外戦略ないしは報復・制裁などによって輸入に混乱が生じた場合、それは一国の政治的・経済的自立性をおびやかす問題になる。したがって、国の安全保障のためには、「基礎的食料」についてある程度の自給力を維持するための保護措置は許容される、というように考えられる²⁷⁾。

このような主張に日本政府が固執した背景は、日本の従業者人口にしめる農業人口は5%程度であるにもかかわらず、政治的に強力な支持基盤であり、その支持を失ってはならないということである²⁸⁾。第9表にみるように、日本政府はこれまで農林水産物の輸入自由化を段階的に進めてきてい

25) ケアンズ・グループとは、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチンなど農業輸出14ヶ国で構成されている。1986年4月オーストラリアのケアンズに集まって協議したことからこのように呼ばれている。いずれの国も農業に強い競争力をもち、輸出補助金や消費国の関税障壁の撤廃などの面で強硬な態度をとっている。

26) 以下に示す、いわゆるマクロの恒等式である。

$$\text{財・サービスの輸出入の差} = (\text{民間貯蓄} - \text{民間投資}) + (\text{税収入} - \text{政府支出})$$

これは、貿易収支の黒字・赤字が市場の開放性・閉鎖性などによるのではなく、貯蓄・投資ギャップと政府の財政収支に関係のあることを示している。日本の貿易黒字の誤解をより詳しく理解するには、小宮隆太郎『貿易黒字・赤字の経済学』東洋経済新報社、1994年、および、伊藤元重・通産省産業研究所編著『貿易黒字の誤解—日本経済のどこが問題か—』東洋経済新報社、1994年、を参照。

る。完全輸入自由化までの時間稼ぎに輸入課徴金を課し、それを生産補助金に回すことで、ソフトな農産物の輸入自由化を行ってきたわけである。米の市場開放についてアメリカの要求をどうしても拒みきれなくなれば、日米関係にひびをいれないために多少の譲歩はやむを得ないというのが、日本政府の姿勢と見なされた。「米の関税化やむなし」といったり、「米の関税化はできるだけ慎重に」という二転三転する総理大臣や外務大臣の談話などはそれを如実に物語っていた²⁷⁾。つまり、農産物全般の市場開放が実現した場合の政治的責任を回避するために、政府は、できる限り外圧の強さを印象づけようとしていたのである。

また、日本政府は、ウルグアイ・ラウンドで米といわずに「基礎的食料」という表現をしばしば使ってきた。これは、他の食料輸入国と同調するためであるし、また米の市場開放を求めるアメリカとあからさまに対決をすることを避けようという配慮もうかがえる。このように日本のウルグアイ・ラウンドにおける農業問題交渉の取り組みは、きわめて無原則的かつあいまいなものであった³⁰⁾。

アメリカは、これに対して、一般論としての食料の安全保障の必要性は認めているが、それと米輸入の禁止は論理的つながりがないものとして退け、今後日本に対して農産物の輸出禁止をすることをしないと明言しているし³¹⁾、安全保障の必要性にたいしても備蓄の積増しを言っている。いかにも日本政府の論理はまずく、その結果、日本政府の主張は1991年12月21日に提出されたガット事務局長ドンケルによる最終合意案にもまったく取り上げられていなかった³²⁾。

農業分野で争点になった中心は、農業における輸入数量規制や輸出補助

27) 食料安保論については、大内力「1次産品の貿易自由化をめぐる基本問題」大内力・佐伯尚美編、前掲書、所収、97-99ページ、を参照。

28) 米の自由化によって米価が3分の1程度になっても、一人当りの消費者の利益は年間数万円程度である。したがって、消費者の利益はあまり実感できず、消費者のこの件についての政治力は行使されにくくなる。

29) 渡辺元外務大臣の「米の関税化受諾論」(『日本経済新聞』1992年1月3日付)や、かつての政府の公式見解である「米の例外なき関税化修正」など。

第9表 農林水産物の輸入自由化の推移

	輸入制限 品目数	主要自由化品目
昭和37年 4月以前	(注3)	コーヒー豆, ラワン丸太棒 (35年) 大豆, 羊毛等 (36年)
昭和37年4月	103	
37年	81	鳥卵及び卵黄, 繭, 生糸, 真珠等
38	76	はちみつ等 (バナナ (生鮮), 粗糖)
39	72	ラワン等の製材, 合板等 (レモン (生鮮))
45	58	マーガリン, ショートニング等
46	28	ぶどう, マカロニ・スパゲッティ, 植物油脂, チョコレート, ビスケット類等 (豚肉, グレープフルーツ (生鮮))
47	24	ハム・ベーコン, 精製糖, 配合飼料等
48	23	非食用海草
49	22	麦芽
53		(麦芽糖等)
59		(ハイテストモラセス及びその他の砂糖等)
60		(豚肉調整品 (牛肉を含まないもの))
61		(グレープフルーツジュース)
63		(牛のくず肉等)
平成元年	20	プロセスチーズ, トマトケチャップ, トマトソース (トマトジュース, 豚肉調整品)
2	17	牛肉調整品, フルーツピューレ・ペースト, パイン アップル調整品 (果汁 (りんご, ぶどう, パインア ップル))
3	14	牛肉, オレンジ (生鮮) 等
4	12	果汁

資料：農林水産省統計情報部『輸入青果・畜産・水産物流通調査報告書』平成2年度。

注1) 輸入制限品目数は、CCCN4桁分類の各年の年末の現在数である。

2) 主要自由化品目欄の()内の品目は、CCCN4桁分類の中の一部品目が自由化されたことを示す。

3) 昭和37年以前は不明である。

4) 平成4年の輸入制限品目数は関税分類の変更によって1品目減となった。

(出所)『ウルグアイ・ラウンド決着と2001年への展望—新国際時代の日本農業・農政—』(『農業と経済』臨時増刊号, 第60巻第8号) 富民協会・毎日新聞社, 1994年, 資料編, 69ページ。

金を一定期間内に撤廃するべきであると考えるか、削減は緩やかに行うべきであると考えるかにある。前者の構成員としてアメリカおよびケアンズ・グループがあり、後者の構成員としてEC、日本、韓国などがある。アメリカは生産補助金、輸出補助金による貿易の歪曲効果を重視し、規制を強化するべきであると考え、EC・日本は社会・経済政策の手段として補助金は重要であり、その点に配慮して規制が行われるべきであるとしていた。

ECがガット・ウルグアイ・ラウンドに臨んだ時の背景と戦略はさきに触れたので繰り返さないが、第10表のように、交渉がI段階からIV段階に移行していくにしたがって、ECの主張に微妙な歩み寄りがみられる。輸出補助金の削減を「除外する」という主張が「額」でと変わったり、「可変課徴金の一部関税化を認める」という主張に変わったりしている点などである。しかし、ECにとって本質的に重要なCAPは、1992年の改革を経て、アメリカを始めとする国際社会に認知させることになったのである。

CAPの改革は、それまでの価格支持中心の農業政策から、減反の導入

30) 日本の「基礎的食料」を穀物であると考えたと考えると30%しか自給しえず、総カロリーで考えると50%以下しか自給しえない。このような現状で食料安保を言うことは滑稽であり、問われるべきは日本の農業政策のあり方である。食料自給率を上げる必要があれば、現在の補助金づけの政策から農業の生産性を上昇させるようなインセンティブを与える政策に転換すべきであるし、自給率を上げないで安定した輸入国であろうとすれば、食料を輸入する国を多様化させたり、長期的な外交的同盟を結ぶという方法が考えられるであろうが、いずれも実現していない。もちろん現在の食料問題は多国籍アグリビジネスを抜きにして考えられないから、国内・外交政策がその圧力でねじ曲げられるであろうが、問題は誰のための農業政策であるかであろう。佐伯尚美『GATTと日本農業』東京大学出版会、1990年、17-25ページ、による。

31) 農産物が輸出禁止された例として、過去には1972年に世界的凶作であったので、アメリカが一時大豆の輸出を制限したことがある。(大内力、前掲論文、98ページ。)

32) ドンケル案とは、ガット事務局長ドンケルによって1991年12月21日に提示されたウルグアイ・ラウンドの包括協定案（最終合意案）である。交渉の焦点になった農業交渉では、米の市場開放につながる「例外なき関税化」が農業改革の柱として盛り込まれ、アメリカとECが鋭く対立している輸出補助金もドンケル裁定で1993-99年の7年間の削減数量が明記された。農業分野以外では、サービスや知的所有権といった新分野の貿易自由化もうたわれている。それは全文500ページ、付属文書を含めて25文書からなっていた。

を条件に、直接所得補償に切り替えることを基本方針にしていた。これによって、EC域内の支持価格を世界価格水準まで切り下げることが可能となり、世界市場で競争力を確保できるようになった。方法的にはアメリカ提案を採用したが、内実はECの主張をかなり盛り込むものと評価されている³³⁾ ECは、CAPを「改革」することによって、アメリカの譲歩を引き出したのである。

農業分野における最終的な交渉成果は、イ. 市場アクセス、ロ. 国内支持(国内補助金)、ハ. 輸出競争(輸出補助金)にわけられる。イ. 市場アクセスについては、例外なき関税化が実施され、いくつかの特例措置が認められた(日本の米などがこれにあたる)。ロ. 国内支持(国内補助金)とハ. 輸出競争(輸出補助金)は基本的に削減の方向に向かった³⁴⁾

第10表 ウルグアイラウンド農業交渉の経緯と米・EC・日の主張

	アメリカ	EC	日本
I 農業ビジョンの論争 87.2-89.4	<ul style="list-style-type: none"> 農業保護全廃(農工無差別自由化) ウェーバーも含む 保護の計測はPSEで 	<ul style="list-style-type: none"> 保護の総体を漸進的に削減(2段階で) 輸出補助金は削減分野から除外 	<ul style="list-style-type: none"> 目標は保護削減 食糧安全保護(基礎的食糧の輸入制限) 輸出補助金引き下げ
II 農業政策の論争 89.4-90.7	<ul style="list-style-type: none"> 非課税措置の関税化 輸出補助金5年間で撤廃 貿易歪曲的国内指示撤廃 資材施設の補助は規律 	<ul style="list-style-type: none"> 保護削減率の提案 輸出補助金の維持 リバランシング 可変課徴金の実質維持 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的食糧自給の定義と輸入制限条件の明示 基礎的食糧は関税化枠外 国内支持総体の削減
III 各国最終オファアの提示・再交渉 90.8-91.12	<ul style="list-style-type: none"> 輸入制限をすべて関税化 ミニマムアクセスの保証 輸出補助10年で90%削減 国内支持10年で75%削減 	<ul style="list-style-type: none"> リバランシングを条件に可変課徴金の一部関税化 輸出補助削減幅設定せず 国内支持10年で30%削減 	<ul style="list-style-type: none"> 国境保護と国内支持の合計を10年で30%削減 基礎的食糧の国内自給 輸出補助は撤廃
IV ドンケル合意案の検討 92.1以降	<ul style="list-style-type: none"> UR終結の基本的材料 変更は規律の強化と市場開放を促進する場合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 問題解決の参考文書 CAPの優先 輸出補助金削減は額で リバランシング不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出補助金と国境措置のアンバランス 「緑の箱」の条件緩和 基礎的食糧は関税化枠外

注) 今村・服部・林・金井「ガット・ウルグアイ・ラウンドと日本農業」『日本農業年報'93』家の光協会、1993年、祖田・堀口・山口『国際農業紛争』講談社、1993年、より作成。

(出所) 池上甲一「求められる人間中心のガットへの再編」『経済セミナー』No476、1993年12月号、39ページ。

3. 小括

ウルグアイ・ラウンドはこれまでのガットにおける交渉以上に踏み込んだ内容をもっており、21世紀の貿易ルールの核になることは間違いない。それゆえ、各国間の利害対立は以前より鮮明、かつきびしいものとなっており、交渉は難航をきわめた。当初の交渉期限、1990年中はもとより合意はできず、91年末に出されたガット事務局長案をたたき台にし、ようやく1993年12月に合意された。

この過程で明らかになったのは、日本の交渉力の脆弱さである。その根底には、アメリカ、ECに輸出依存度は高いが、輸入依存度は低いという経済的事実がある。また、農業分野のその後の政府の対応からは将来展望はあまり伺えない。特例措置として認められたミニマム・アクセスの6年間で農業の国際競争力をつけることが図られ、6兆円の特別の農業予算が組まれ、また、法制度もこれまでの食料管理法から「食糧需給安定法」(新食糧法)に変わって、国際競争力のある農業が設計されるはずである。しかし、そこから見えてくるのは、旧態以前の「保護統制」原理である。

このような状況下で、日本の産業・貿易構造をどのようにシフトさせていくのかを考えるとともに、農業のあり方を環境保全効果などにまで拡大して、農業がどのような経済的効果をもつのか、あるいは国民経済にとっての必要性をより詳細に分析する必要性がある。

33) 1992年のCAP改革は、アメリカの輸出関心品目である穀物、油糧種子、蛋白作物からなる耕種部門を中心に行われた。それは、①支持価格水準の世界市場価格水準への引き下げ、②生産者への所得支持のための直接支払いの導入、③直接支払いの条件としてのセットアサイド(減反)の義務化を骨子とし、アメリカの農産物支持制度に類似した仕組みであった。是永東彦「EC—ガットルールの下での農産物貿易戦略—」『ウルグアイ・ラウンド決着と2001年への展望—新国際時代の日本農業・農政—』(『農業と経済』臨時増刊号、第60巻第8号) 富民協会・毎日新聞社、1994年、133ページ。

34) 筑紫勝麿、前掲書、76～85ページ。